

○美里町健康づくり推進協議会条例

平成18年1月1日
条例第138号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、住民の健康づくりに関する事項を調査、審議するため、美里町健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健医療機関の関係者
- (2) 学校等教育関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 健康づくりに関係する団体及び機関の関係者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長、副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるものほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成25年12月24日条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。